

書換え
(知事用)

液化石油ガス設備士免状 書換え申請書	※整理番号	
	※受理日	
	※交付番号	
住所	〒 _____ TEL () _____	
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
免状の番号及び 交付年月日	(No. _____) 昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
交付を受けた 都道府県名		
理由	(該当する理由を○で囲むこと。) 1. 氏名変更 (旧姓: _____) 2. 住所変更 3. 住居表示変更	

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 (本人自筆)

知事 殿

連絡先(勤務先等)

TEL () _____
内線 _____

収入証紙貼付欄

免状の交付を受けた道府県発行の収入証紙(福岡県にあっては領収証紙)1,200円を貼付してください。(収入印紙ではありません。)

注意:東京都、京都府、大阪府、鳥取県及び広島県にあっては支払い方法が異なります。必ず、記載要領をご確認下さい。

- 注意: 1. 住所、氏名及び生年月日等の記載項目は電算処理いたしますので、楷書で正確に記入してください。
2. 氏名変更の場合は、書換えを証明する戸籍抄本の原本又は写し及び液化石油ガス設備士の免状を添付してください。
住所変更の場合は、書換えを証明する住民票の原本又は写し及び液化石油ガス設備士免状を添付してください。
3. 住居表示変更の場合は、手数料は不要ですが、住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書の原本又は写し及び液化石油ガス設備士免状を添付してください。
4. 理由欄の「住所変更」は、ご本人の転居による変更です。「住居表示変更」は、区画整理・市区町村合併等による変更です。
5. 本申請には写真は不要です。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

(記載要領は次頁参照)

知/設・書換

免状交付申請書(書換え申請)の記載について

免状の種類：液化石油ガス設備士

1. 免状交付申請書に**必要事項**を記入してください。

注意：(1)本人が記入してください。

(2)住所、氏名は免状の書換えに直接反映されますので、楷書で正確に記入してください。

(3)「令和〇年〇月〇日」欄には申請年月日(郵送する年月日)、「〇〇知事殿」欄には道府県名を、「連絡先(勤務先等)」欄には勤務先等自宅以外の電話番号(携帯可)及び氏名(本人自筆)を記入してください。

2. 写真は不要です。

3. 収入証紙貼付欄には、免状交付申請手数料として、**免状の交付を受けた道府県発行の収入証紙**(福岡県にあっては領収証紙)1,200円(過不足厳禁)を貼付してください。

なお、収入証紙は道県庁及び道県庁指定の証紙売り捌き所で購入できます。

※東京都、京都府、大阪府、鳥取県及び広島県にあっては所定の振込方法となります。それぞれのHPでご確認ください。

<東京都><https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/license/gas/gas.html>

<京都府><https://www.pref.kyoto.jp/shobo/documents/1.pdf>

<大阪府>http://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/kouatugas_sinsei/kouatsu_ekiseki.html

<鳥取県><https://www.pref.tottori.lg.jp/172957.htm>

<広島県><http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/nouhusyonouhu.html>

4. 書換え理由を証する書類を必ず添付してください。

注意：(1)氏名変更の場合は、「戸籍抄本」の原本またはその写しを添付。(旧姓及び新姓が確認できるもの。)

(2)住所変更の場合は、「住民票」の原本またはその写しを添付。←転居

(3)住居表示変更の場合は、「住居表示変更通知書」、「住居表示変更証明書」の何れかの原本またはその写しを添付。(住居表示変更の場合は、手数料は不要です。)←区画整理・市区町村合併等

※(1)・(2)にあっては、発行後3ヶ月以内のもので発行日が確認できるもの。

5. 書換え理由を免状の備考欄に記載するため、当該免状を必ず添付してください。

6. 申請書の送付先(必ず「簡易書留郵便」または「書留郵便」で送付してください。)

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 宛

その他：(1)作成した免状は、申請書に記載された住所宛に簡易書留郵便で送付します。なお、当該住所宛以外への送付希望はご遠慮ください。

(2)申請に関しての不明な点の問い合わせ先は次のとおりです。

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

電話 03-3436-6102 ファクシ 0120-66-796

高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の 申請手数料納付に関するお知らせ

高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の申請手数料は、次の以下の方法で納めてください。なお、お手持ちの京都府収入証紙を利用（申請先の高圧ガス保安協会へ令和5年2月末日までに到着するものに限り利用可能）する場合は、証紙を貼付して申請してください。

申請の種類	手数料納付方法
新規交付	・納付書での納付・・・(A) ・京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）・・・(B) ※試験時に配布される納付書を紛失された等、納付書をお持ちでない方は、京都府庁舎窓口で納付してください。
再交付・書換え	・京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）・・・(B)

納付可能な京都府庁舎窓口一覧

手数料納付が可能な窓口一覧は[こちら](#)（京都府会計課ホームページ）

※高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の申請手数料の納付は**京都府庁と広域振興局総合庁舎**で行えます。

(A)：納付書での納付

試験時に配布される納付書を用いて納付した後、納付済証を切り取り、申請書に貼付して高圧ガス保安協会へ送付してください。

詳しい納付方法は以下をご覧ください。

- ・[納付書での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

(B)：京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）

試験時に配布される納付書を紛失された場合や、免状の再交付、書換え（書換えは液化石油ガス設備士のみ手数料が必要）を申請される場合は、京都府庁舎窓口で納付してください。窓口で手数料を納付した際に発行される納付済証を申請書に貼付して、高圧ガス保安協会へ送付してください。

詳しい納付方法は以下をご覧ください。

※京都府庁本庁と広域振興局総合庁舎とで納付済証の形式が異なります。

- ・[京都府庁本庁での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）
- ・[広域振興局総合庁舎での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

手数料に関する問合せ先：危機管理部消防保安課

住所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁1号館6階

TEL：075-414-4470/FAX：075-414-4477/MAIL：shobohoan@pref.kyoto.lg.jp

申請書の送付先：高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

住所：〒105-8477

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL：03-3436-6102/フリーダイヤル：0120-66-7966

手数料の納付可能場所

◆下記の庁舎の支払窓口については、どの手数料でもお支払いいただけます。

(警察関係の手数料(運転免許更新、自動車保管場所証明手数料等)を除く)

支払可能な庁舎	住所	支払窓口
山城広域振興局宇治総合庁舎	宇治市宇治若森7-6	総務防災課
山城広域振興局乙訓総合庁舎	向日市上植野町馬立8	乙訓地域総務防災課
山城広域振興局田辺総合庁舎	京田辺市田辺明田1	田辺地域総務防災課
山城広域振興局木津総合庁舎	木津川市木津上戸18-1	木津地域総務防災課
南丹広域振興局亀岡総合庁舎	亀岡市荒塚町1-4-1	総務防災課
南丹広域振興局園部総合庁舎	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	園部地域総務防災課
中丹広域振興局舞鶴総合庁舎	舞鶴市字浜2020	総務防災課
中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠10-2	綾部地域総務防災課
中丹広域振興局福知山総合庁舎	福知山市篠尾新町1丁目91	福知山地域総務防災課
丹後広域振興局峰山総合庁舎	京丹後市峰山町丹波855	総務防災課
丹後広域振興局宮津総合庁舎	宮津市字吉原2586-2	宮津地域総務防災課
京都府庁本庁(※)	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 福利厚生センター1階	府庁生協購買部(券売機)

(※) 京都府庁本庁では、申請先が京都府警察本部となっている手数料もお支払いいただけます。

【窓口営業時間】

土日祝及び12月29日から1月3日を除く8:30から17:00まで
(京都府庁本庁は9:00から18:00まで)

◆こちらに掲載している以外の府庁舎で申請される場合は、申請先の案内に従って手数料等をお支払いください。